



ナ イ ス シ ョ ッ ト

ハートフォード生命保険株式会社の変額個人年金保険Ⅱ型2003
目標設定機能付最低保証年金特約1015型

契約締結前交付書面 (契約概要・注意喚起情報)

この書面は、保険業法第300条の2（準用金融商品取引法第37条の3第1項）に基づく、
契約締結前にお客様に交付しなければならない「契約締結前交付書面」です。

ご契約前に十分にお読みください

「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）」は、ご契約の申込に際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

契約概要

- 「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
- 「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1. 引受保険会社の名称および住所等について

- 商号 ハートフォード生命保険株式会社（以下「ハートフォード生命」といいます。）
- 住所 〒105-0022 東京都港区海岸1-2-20 汐留ビルディング15階
TEL : 03-6219-3784（みんなのハートフォード）
http : //www.hartfordlife.co.jp

生命保険のお手続きやご契約に関するお問い合わせ窓口

お手続きやご契約に関するご相談・苦情につきましては、ハートフォード生命クライアントサービスセンターまでお問い合わせください。

ハートフォード生命
クライアントサービスセンター

Tel. 03-6219-3784

受付時間 9:00～18:00（土・日・祝日・年末年始を除きます）

2. 商品のしくみについて

■商品の特徴

「ナイスショット」は、ハートフォード生命の変額個人年金保険Ⅱ型2003・目標設定機能付最低保証年金特約1015型です。

この保険商品は、一時払保険料を特別勘定で運用し、その運用実績によって年金額や解約払戻金額等が変動する変額個人年金保険（生命保険）です。

この保険商品は、ご契約時に運用成果の目標金額を設定していただきます（目標金額を設定しないことも可能です）。運用成果により以下のどちらかのお取り扱いとなります。

●目標金額以上に到達した場合

- 契約日からその日を含めて5年経過以降、積立期間（10年）中に、積立金額が目標金額以上に到達した場合、特別勘定による運用を終了して一般勘定に自動移行することにより、自動的に運用成果を確定します。この場合、確定後の積立金額を年金原資として、確定年金（10年）あるいは一括でのお受け取りとなります。（次頁「パターンA」参照）

●目標金額に到達しなかった場合

- 契約日からその日を含めて10年後の積立期間満了時に、積立金額が目標金額には到達しなかったものの基本保険金額以上であった場合、積立金額を年金原資として確定年金（15年）あるいは一括でのお受け取りとなります。（次頁「パターンB-1」参照）
- 契約日からその日を含めて10年後の積立期間満了時に、積立金額が基本保険金額を下回った場合、年金受取総額で一時払保険料相当額（基本保険金額）を最低保証します。この場合、最低保証付確定年金（15年）でのお受け取りとなります。（次頁「パターンB-2」参照）

- ナイスショットの「契約概要」では、● 年金支払開始日を「年金受取開始日」と表記しています。

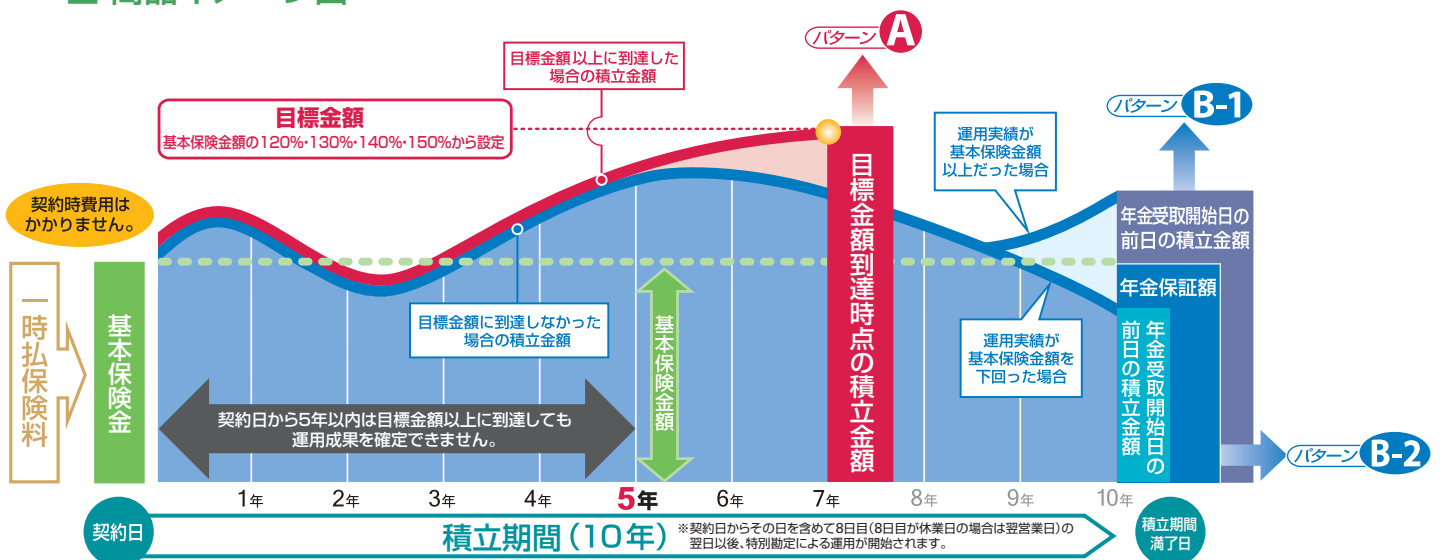


積立期間中に解約・一部解約をした場合や年金の受取方法を変更した場合（最低保証付確定年金を除く）、年金受取開始日以降に年金を一括受取する場合等には、一時払保険料相当額の最低保証はありません。



将来の年金額・死亡保険金額・積立金額および解約払戻金額は特別勘定の運用実績により変動し、これらの金額は確定したものではありません。したがって、積立期間中に解約・一部解約をした場合等には損失が生ずるおそれがあります。

■ 商品イメージ図



- この保険商品は、運用実績に応じて積立金額が変動します。
- このイメージ図では、災害死亡保険金は表示しておりません。
- このイメージ図は、基本保険金額が一定の場合を想定しており、基本保険金額の増額・一部解約があった場合を想定しておりません。また、将来の積立金額を保証するものではありません。
- 一時払保険料相当額は、増額があった場合は増額保険料分増額されます。
- 基本保険金額は、増額があった場合は増額保険料分増額し、一部解約があった場合は一部解約請求金額の積立金額に対する割合に応じて減額します。
- 契約日からその日を含めて8日目（8日目が休業日の場合は翌営業日）の翌日以後、特別勘定による運用が開始されます。

契約概要

■ 保障内容

死亡保険金	被保険者が一般勘定への移行日前（積立期間中）に死亡した場合、死亡日の積立金額と基本保険金額のいずれか大きい方の金額を死亡保険金として受け取ることができます。
災害死亡保険金	被保険者が一般勘定への移行日前（積立期間中）に不慮の事故等によって死亡した場合、死亡日の基本保険金額の20%相当額を災害死亡保険金として死亡保険金に加算して受け取ることができます。
年 金	被保険者が年金受取日に生存している場合、年金を受け取ることができます。 ●年金額は、ハートフォード生命の定めるところにより、一般勘定への移行日前日の積立金額をもとに、一般勘定への移行日における基礎率（予定利率・予定死亡率等）により計算した金額となります。したがって、ご契約時点では年金額は確定しておりません。



保険金を
受け取れない場合
(主な免責事由)

責任開始日からその日を含めて2年以内の被保険者の自殺や契約者・被保険者・受取人等の故意または重大な過失等の免責事由に該当するときは、保険金の受取ができません。免責事由について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

3. 特約について

■付加されている特約

目標設定機能付 最低保証年金特約 1015型	契約日からその日を含めて5年経過以降、積立期間（10年）中に積立金額が所定の金額以上となった場合は確定年金（10年）へ移行し、それ以外の場合では、年金の受取総額として基本保険金額を最低保証*する最低保証付確定年金（15年）へ移行し、その年金を支払うことを主な内容とする特約です。
後継年金受取人 指定特約	年金受取人が一般勘定への移行日以後に死亡した後の新たな年金受取人を、あらかじめ指定することができる特約です。

*最低保証付確定年金以外の受取方法に変更した場合は、年金の受取総額の一時払保険料相当額（基本保険金額）に対する最低保証はなくなります。

■付加できる特約

相続年金支払特約	死亡保険金を年金基金に充当し、一時金支払にかえて年金形式で受け取る特約です。相続年金を一括受取することはできません。
----------	------------------------------------------------------------

4. ご契約の引受条件について

加入年齢（被保険者年齢）	満15歳～満75歳	
基本保険金額	200万円～3億円、 1円単位。	他にハートフォード生命でのご契約がある場合は、通算して5億円を超えることはできません。
保険料払込方法	一時払のみ	ハートフォード生命指定の金融機関口座へ口座振込扱となります。
積立期間	10年	●契約日からその日を含めて8日目（8日目が休業日の場合は翌営業日）の翌日以後、特別勘定による運用が開始されます。 ●被保険者が90歳でむかえる契約応当日の前日まで延長可能です。
目標金額の設定	基本保険金額の120%～ 150%（10%単位）	目標金額を設定しないこともできます。
配当金	なし	配当金はありません。

5. 年金の受取方法について

		年金受取（年金受取・保証期間）	一括受取
<p>パターン A</p> <p>目標金額以上に 到達した場合</p>		<ul style="list-style-type: none"> ● 確定年金（5・10・15・20年） ● 保証期間付終身年金（5・10・15・20年） ● 保証期間付夫婦年金（5・10・15・20年） 	<p>年金受取にかえて、請求受付日から年金受取期間が満了するまでの期間の未払年金現価を一括受取することができます。</p>
<p>目標金額に到達しなかった場合</p>	<p>パターン B-1</p> <p>積立金額が 基本保険金額以上 だった場合</p>		<p>年金受取にかえて、残存年金受取期間の未払年金現価を一括受取することができます。</p> <p>この場合、受取総額は年金受取期間が満了するまでの期間に受け取る予定だった年金総額を下回る場合があります。</p>
	<p>パターン B-2</p> <p>積立金額が 基本保険金額を 下回った場合</p>		<ul style="list-style-type: none"> ● 最低保証付確定年金（15年） <p>※以下の受取方法も選択いただけます。 この場合、年金受取総額の最低保証はなくなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 確定年金（5・10・15・20年） ● 保証期間付終身年金（5・10・15・20年） ● 保証期間付夫婦年金（5・10・15・20年）

契約概要

6. 解約時の払戻金について

解約の場合の解約払戻金は、解約日の積立金額となりますので、解約払戻金額は特別勘定の運用実績によって毎日変動（増減）します。また、一部解約の場合には一部解約請求金額となります。契約日または増額日からその日を含めて7年未満の解約・一部解約では、解約控除額が差し引かれます。

【解約控除額】 解約控除対象額*に下記の解約控除率を乗じた額（解約控除額）が解約日の積立金額または一部解約請求金額から控除されます。

*解約控除対象額は、解約の場合は一時払保険料相当額、一部解約の場合は一部解約請求金額と一時払保険料相当額のうちいずれか小さい方の金額となります。なお、過去に一部解約があった場合はその際の解約控除対象額が一時払保険料相当額から差し引かれます。

【解約控除率】

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上
解約控除率	7%	6%	5%	4%	3%	2%	1%	0%

$$\text{払戻金額} = \begin{array}{l} \text{解約時積立金額} \\ \text{または} \\ \text{一部解約請求金額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{解約控除額} \\ \text{(解約控除対象額} \times \text{解約控除率)} \end{array}$$

- 契約日からその日を含めて8日以内（8日目が休業日の場合は翌営業日まで）の解約・一部解約については、解約控除は適用されません。
- 契約日からその日を含めて5年経過以降7年未満の積立期間中に積立金額が目標金額以上に到達して一括受取をした場合、解約控除は適用されません。

7. 銀行等の預金ではありません。

この保険商品は生命保険商品であり、預金等ではありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。

8. 特別勘定について

特別勘定の名称	投資対象となる投資信託	運用方針、リスク等
世界アセット03 CM	中央三井VA バランスファンド (株40 / 100) (適格機関投資家専用) 運用会社：中央三井アセット マネジメント株式会社	日本株式、外国株式、日本債券、外国債券それぞれのマザーファンドを主たる投資対象とすることにより日本を含む世界の株式及び公社債等に分散投資を行います。株式と債券の基本配分比率はそれぞれ40%、60%とします。外国株式部分については原則として為替ヘッジを行います。価格変動リスク、金利変動リスク、為替リスク、信用リスク等があります。

※ 運用に関する事項について、詳しくは「特別勘定のしおり」をご覧ください。

■ 特別勘定の評価方法

特別勘定資産の評価は毎日行われ、その結果を積立金額の増減に反映させます。投資信託を含む有価証券は原則、時価評価します。それ以外についてはその他の評価方法によるものとします（詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください）。

9. 諸費用について

この保険商品にかかる費用の合計額は、「積立期間中の費用（「保険関係費用」「運用関係費用）」と「年金受取期間中の費用（「年金管理費）」の合計額となります。また、特定の契約者（解約時）には「解約控除」がかかります。

控除の時期	費用の種類	費用の主旨	費用の割合
積立期間中	保険関係費用 (保険契約管理費)	ご契約の新規成立・維持等や死亡・災害死亡の保障等をするための費用	積立金額に対して 年率 2.55%
	運用関係費用* ¹	特別勘定の運用にかかる費用で、特別勘定が投資する投資信託の信託報酬等	信託財産に対して 年率 0.525% (税抜年率0.50%)程度* ²
年金の 受取期間中	年金管理費* ³	年金支払の管理にかかる費用	受取年金額の 1%
相続年金の 受取期間中	年金管理費* ³	相続年金支払の管理にかかる費用	受取相続年金額の 1%
解約・一部解約時	解約控除	契約日（増額日）からその日を含めて7年未満に解約・一部解約をされた場合にかかる費用	解約控除対象額に対して、 経過年数に応じて 7%～1%

*1 運用手法の変更、運用資産額の変動等により将来変更される可能性があります（詳しくは「特別勘定のしおり」をご覧ください）。

*2 その他お客様にご負担いただく手数料には、信託事務の諸費用、有価証券の売買手数料および消費税等の税金等がかかりますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客様はこれらの費用を間接的に負担することとなります。

*3 将来変更される可能性があります。

注意喚起情報

- 「注意喚起情報」は、ご契約の申し込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
- この「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

■お客様にご負担いただく手数料について

この保険商品にかかる費用の合計額は、「積立期間中の費用（「保険関係費用」「運用関係費用）」と「年金受取期間中の費用（「年金管理費）」の合計額となります。また、特定の契約者（解約時）には「解約控除」がかかります。

【すべての契約者にご負担いただく費用】

控除の時期	費用の種類	費用の主旨	費用の割合
積立期間中（毎日、積立金額から控除）	保険関係費用 （保険契約管理費）	ご契約の新規成立・維持等や死亡・災害死亡の保障等をするための費用	積立金額に対して 年率 2.55% （毎日 2.55% × 1/365 が控除されます。）
積立期間中（毎日、信託財産から控除）	運用関係費用*1	特別勘定の運用にかかる費用で、特別勘定が投資する投資信託の信託報酬等	信託財産に対して 年率 0.525% （税抜年率0.50%）程度*2 （毎日 0.525%程度 × 1/365 が控除されます。）

*1 運用手法の変更、運用資産額の変動等により将来変更される可能性があります（詳しくは「特別勘定のしおり」をご覧ください）。

*2 その他お客様にご負担いただく手数料には、信託事務の諸費用、有価証券の売買手数料および消費税等の税金等がかかりますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客様はこれらの費用を間接的に負担することとなります。

【年金受取開始日以後にご負担いただく費用】

控除の時期	費用の種類	費用の主旨	費用の割合
年金の受取期間中 （年金支払の都度、責任準備金から控除）	年金管理費*	年金支払の管理にかかる費用	受取年金額の 1%
相続年金の受取期間中 （年金支払の都度、責任準備金から控除）	年金管理費*	相続年金支払の管理にかかる費用	受取相続年金額の 1%

* 将来変更される可能性があります。

- お申し込みの際には、「意向確認書兼適合性確認書」により、申込内容がお客様のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認ください。
- ナイスショットの「注意喚起情報」では、● 年金支払開始日を「年金受取開始日」と表記しています。

【特定の契約者（解約時）にご負担いただく費用】

控除の時期	費用の種類	費用の主旨	費用
解約・一部解約時 (解約・一部解約時の 積立金額または 一部解約請求金額から 控除)	解約控除	契約日（増額日） からその日を含めて 7年未満に解約・ 一部解約をされた 場合にかかる費用	解約控除対象額に 対して、経過年数に 応じて定められた 下記の解約控除率を 乗じた額

〈解約控除率表〉

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上
解約控除率	7%	6%	5%	4%	3%	2%	1%	0%

注意喚起情報

■お客様が負うことになる投資のリスクについて

変額個人年金保険は一時払保険料を特別勘定で運用します。特別勘定の主要投資対象である投資信託は、国内外の株式・債券等で運用しており、運用実績が保険金額や積立金額・将来の年金額等の増減につながるため、株価や債券価格の下落、為替の変動により、積立金額、解約払戻金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生ずるおそれがあります。

- 特別勘定には価格変動リスク、金利変動リスク、為替リスク、信用リスク等の投資リスクがあり、投資リスクはすべて契約者に帰属します。お申し込みの際は、商品内容とリスクを十分にご理解のうえ契約者ご自身の判断と責任においてお申し込みください。
- 特別勘定資産の評価は毎日行われ、その結果を積立金額の増減に反映させます。投資信託を含む有価証券は原則、時価評価します。それ以外についてはその他の評価方法によるものとします。
- この保険商品の特別勘定の主要投資対象である投資信託は、下記の指標と連動する投資成果を目標とする各マザーファンドに投資します。
- 一般的に、日本の株式の価格が上昇（下落）すれば、TOPIX（東証株価指数）は上昇（下落）し、日本の金利が低下（上昇）すれば、NOMURA – BPI総合は上昇（下落）します。また、外国の株式の価格が上昇（下落）すれば、MSCIコクサイ指数（円ベース）は上昇（下落）し、外国の金利が低下（上昇）すれば、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は上昇（下落）します。なお、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は為替レートの影響を受けますので、円安（円高）になれば、上昇（下落）します。
- 「注意喚起情報」に記載の資産運用に関する事項は、概要や代表事例を示しています。資産運用に関する事項の詳細については「特別勘定のしおり」に記載しておりますので、ご確認ください。

	指標	概要
日本株式	TOPIX（東証株価指数）	東京証券取引所第一部に上場されている株式の時価総額から算出される指数
日本債券	NOMURA – BPI 総合	野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指数
外国株式	MSCIコクサイ指数（円ベース）	MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界主要国の株価指数を、各国の株式総額をベースに合成したもの
外国債券	シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）	シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクが開発した、世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックス

1. クーリング・オフ制度（お申し込みの撤回・ご契約の解除）の対象となります。

- 申込者または契約者（以下、「申込者等」といいます）は、クーリング・オフ制度について記載した書面の交付日とご契約の申込日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内（消印有効）であれば、書面によりお申し込みの撤回またはご契約の解除（以下、「お申し込みの撤回等」といいます）をすることができます。
- お申し込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、郵便によりハートフォード生命宛発信してください。この場合、書面には、申込者等の氏名、申込番号（証券番号）、住所等を記載し、申込書に押印したものと同一印を押印のうえ、お申し込みの撤回等をする旨記載してください。なお、書面には個人情報が含まれますので封書にてご送付ください。
- お申し込みの撤回等があった場合は、ハートフォード生命は受領した金額（保険料）を申込者等に全額お返しいたします。なお、一部解約等がすでに行われていた場合には、差額をお返しいたします。また、ハートフォード生命は申込者等に対しお申し込みの撤回等に関して損害賠償または違約金その他の金銭の支払を請求いたしません。
- お申し込みの撤回等の書面の発信時に保険金の支払事由が生じている場合には、お申し込みの撤回等の効力は生じません。ただし、お申し込みの撤回等の書面の発信時に申込者等が保険金の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。
- 次の場合にはお申し込みの撤回等を行うことはできません。
 - ・ 保険契約が金銭消費貸借契約その他の契約にかかる債務の履行を担保するものであるとき*
*ハートフォード生命では借入を前提としたお申し込みをお引き受けしておりません。
 - ・ 増額その他ご契約後の契約内容の変更等に関わるものであるとき

※クーリング・オフ制度について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

2. 告知はありのままを正確にご記入ください。

契約者や被保険者が告知事項について事実と違うことを告知すると告知義務違反となり、ご契約が解除され、年金、死亡保険金等の受取ができないこともあります。

3. 保障の開始は次のとおりです（責任開始期について）。

- お申し込みいただいた保険契約をハートフォード生命が承諾した場合には、「告知」および「一時払保険料充当金」をハートフォード生命が受領したときから、ハートフォード生命は契約上の責任を負います。
- ハートフォード生命の生命保険募集人（募集代理店の担当者）は、お客様へ商品内容等の説明義務を果たしハートフォード生命との保険契約締結の「媒介」を行う者であり、契約締結の代理権および告知受領権はありません。保険契約はお客様からのお申し込みをハートフォード生命が承諾したときに有効に成立します。

4. 保険金を受け取れない場合があります（主なもの）。

免責や解除等により保険金を受け取ることができない場合があります（詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください）。

- 責任開始日からその日を含めて2年以内の被保険者の自殺や契約者・被保険者・受取人等の故意または重大な過失等の免責事由に該当するときは、保険金の受取ができません。
- 保険金詐取目的の事故招致等の重大事由や告知義務違反によりご契約が解除された場合も、保険金の受取ができません。
- 詐欺、保険金を不法に取得する目的により保険契約を締結したときは、その保険契約は無効となります。保険料は払い戻しません。

注意喚起情報

5. 解約・一部解約時に手数料がかかる場合があります。

契約日または増額日からその日を含めて7年未満の解約・一部解約では、解約控除額が差し引かれます。

【解約控除額】解約控除対象額*に下記の解約控除率を乗じた額（解約控除額）が解約日の積立金額または一部解約請求金額から控除されます。

*解約控除対象額は、解約の場合は一時払保険料相当額、一部解約の場合は一部解約請求金額と一時払保険料相当額のうちいずれか小さい方の金額となります。なお、過去に一部解約があった場合はその際の解約控除対象額が一時払保険料相当額から差し引かれます。

【解約控除率】

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上
解約控除率	7%	6%	5%	4%	3%	2%	1%	0%

$$\text{払戻金額} = \text{解約時積立金額} \text{または} \text{一部解約請求金額} - \text{解約控除額} \\ \text{（解約控除対象額} \times \text{解約控除率）}$$

- 契約日からその日を含めて8日以内（8日目が休業日の場合は翌営業日まで）の解約・一部解約については、解約控除は適用されません。
- 契約日からその日を含めて5年経過以降7年未満の積立期間中に積立金額が目標金額以上に到達して一括受取をした場合は、解約控除は適用されません。

【契約日からその日を含めて8日以内の解約のお取り扱いについて】

契約日からその日を含めて8日以内（8日目が休業日の場合は翌営業日まで）の解約については、受領した保険料相当額を全額払戻いたします（一部解約等が行われていた場合は差額分の払戻となります）。

※契約日からその日を含めて8日以内の解約のお取扱いは、ハートフォード生命が不備のない必要書類を期限内に受領した場合に対象となります。クーリング・オフ制度とはお取り扱いが異なりますのでご注意ください。

6. 銀行等の預金ではありません。

この保険商品は生命保険商品であり、預金等ではありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。

7. 引受保険会社（ハートフォード生命）が破綻した場合には保険金等が削減されることがあります。

引受保険会社の業務または財産状況の変化により、ご契約時にお約束した死亡保険金額、年金額等が削減されることがあります。なお、引受保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にもご契約時の死亡保険金額、年金額等が削減されることがあります。

- ハートフォード生命は「生命保険契約者保護機構」に加入しています。
- 詳細については「生命保険契約者保護機構」までお問い合わせください。
- 生命保険契約者保護機構 TEL 03 (3286) 2820 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp>

8. 税金のお取り扱いはおおりのとおりです。

※詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。また以下の税金のお取り扱いについては、平成21年1月現在施行中の税制によるものです。したがって、将来変更される場合がありますのでご注意ください。なお、個別の税金のお取り扱いについては、所轄の税務署等にお問い合わせください。

ご契約時のお取り扱い

■ 生命保険料控除

生命保険料控除の対象となる生命保険料等は、納税者本人が契約者（保険料負担者）であり、保険金受取人のすべてを納税者本人、その配偶者、またはその他の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族）とする生命保険契約等の保険料等に限られます。

ご契約時または増額時にお払い込みいただいた一時払保険料は、その年の「一般の生命保険料控除」の対象となり、「個人年金保険料控除」の対象にはなりません。その年に払い込んだ生命保険契約の保険料の総額に応じて一定額を所得から控除できます。

積立期間中のお取り扱い

■ 解約時の差益に対する課税

項目	年金種類	ご契約後解約までの期間	税金のお取り扱いと種類
解約または一部解約	最低保証付確定年金 確定年金	5年以内	所得税 15% + 住民税 5% (20% 源泉分離課税)
		5年超	所得税（一時所得） + 住民税 (総合課税)

■ 死亡保険金受取時の課税

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金のお取り扱いと種類
A	A	相続人（配偶者など）*	相続税
		相続人以外	
	B	A（契約者本人）	所得税（一時所得） + 住民税 (総合課税)
		C（契約者・被保険者以外の人）	贈与税

* 死亡保険金の相続税非課税枠（500万円×法定相続人の数）の適用が可能です。

注意喚起情報

年金受取開始後のお取り扱い

■年金受取時の課税

契約形態	課税時		税金のお取り扱いと種類
契約者が年金受取人の場合	毎年の年金受取時		所得税（雑所得）＋住民税（総合課税）
	年金の一括受取時	最低保証付確定年金 確定年金	所得税（一時所得）＋住民税（総合課税）
		保証期間付終身年金 保証期間付夫婦年金	所得税（雑所得）＋住民税（総合課税）
契約者が年金受取人ではない場合	年金の受取開始時		贈与税
	毎年の年金受取時		所得税（雑所得）＋住民税（総合課税）

9. この商品にかかわる認定投資者保護団体は社団法人生命保険協会です。

認定投資者保護団体とは、金融商品取引法および関係法令により定められた商品の取引にかかわる消費者の苦情の解決や、争いのある場合のあっせんを行う民間団体です。

（社）生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「地方連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp>

また、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたときから原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、苦情・紛争処理のための公正な機関として、生命保険相談所内に裁定審査会（あっせん委員）を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

生命保険のお手続きやご契約に関するお問い合わせ窓口

お手続きやご契約に関するご相談・苦情につきましては、ハートフォード生命クライアントサービスセンターまでお問い合わせください。

ハートフォード生命
クライアントサービスセンター

Tel. 03-6219-3784

受付時間 9:00～18:00（土・日・祝日・年末年始を除きます）

10. 現在のご契約の解約等を前提に新たなご契約をされる場合、お客様にとって不利益となることがあります。

当社または他社にて現在ご契約中の保険契約を解約・一部解約することを前提に、新たな保険契約のお申し込みをご検討される場合、一般的に、以下の点等でお客様にとって不利益となる場合がありますので、**慎重にご検討ください。**

- 多くの場合、解約・一部解約による払戻金は払込保険料の合計額（一部解約の場合にはその解約部分に相当する払込保険料）より少ない金額となります。特に契約後短期間で解約したときの払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 解約・一部解約をすると、解約・一部解約をせずに契約を継続した場合に比べ、配当金が少なくなるか、受け取れなくなることがあります。また一定期間の契約の継続を条件に発生する配当金の権利等を失う場合があります。
- 最低保証機能を備えた保険契約（例えば変額個人年金保険等）を解約した場合、払戻金については通常、払込保険料の最低保証はないため、運用実績によっては払込保険料の合計額を下回ることがあります。また、解約控除額が差し引かれる場合があります。
- 新たにお申し込みをされる保険契約については、被保険者の告知内容等によっては保険契約のお引き受けをお断りする場合があります。
- 新たな保険契約については、その保険契約の責任開始の日からその日を含めて2年以内の被保険者の自殺の場合や、告知義務違反等によってご契約が解除された場合等、死亡保険金等の受取ができない場合があります。
- 新たな保険契約のうち、解約時に所定の解約控除があるものについては、その保険契約の契約日を起算日として所定の解約控除率等が適用されます。このため、解約する保険契約の解約控除率等は引き継がれません。
- 保険料を借入金で調達した場合、運用実績によっては積立金額や解約払戻金額等が借入元利金等を下回り、借入元利金等の返済ができなくなるおそれがあります。このため、**ハートフォード生命では借入金を一時払保険料に充当することを前提としたご契約のお申し込みをお引き受けしておりません。**

11. 保険金等のお支払いに関する手続き等については必ずご確認ください。

- 支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」、ハートフォード生命ホームページ（<http://www.hartfordlife.co.jp>）等に記載しておりますので、ご確認ください。
- お客様からのご請求に応じて、保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等の支払事由が生じた場合、すみやかにハートフォード生命クライアントサービスセンター（03-6219-3784）までご連絡ください。
- ハートフォード生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 保険金等の支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、複数の保険金等の支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

12. その他の重要な事項は次のとおりです。

保険会社の会社組織形態には、「相互会社」と「株式会社」とがあり、ハートフォード生命は株式会社です。株式会社は株主の出資により運営されるものであるため、**株式会社における契約者は、相互会社における契約者とは異なり「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。**